

新高教発第14号
2024年6月15日

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

2024年度「同和」教育推進のとりくみについて

連日の奮闘に敬意を表します。

さて、本県では、2023年初より「同和」教育に関する研修会や研究集会の資料等が外部に流出し、SNS等で差別的に拡散される事件があいついで発生しました。その影響は収束どころから現在も継続・拡大中で、この間新高教を含め「同和」教育にかかわる県内関係団体が連携して対策会議等を開催して対応を協議してきました。

新高教の具体的な対応として、全県「同和」教育学習会(6月24日開催)や県高校長協会と共催による支部別「同和」教育研修会(毎年2学期以降支部単位で開催)等で事実経過の周知に努めるとともに、教員自身がネットにおける部落差別の悪質性を十分理解するための研修を深めていくことなどを確認してきました。

本県関係者が一丸となって推進する「かかわる『同和』教育」への不当な攻撃に対して、誤ったネット情報を子どもたちが自信を持って否定できる「同和」教育実践を展開していくことが求められています。

つきましては、2024年度の「同和」教育の推進に関して、以下のとりくみを提起しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 組織づくりについて

- (1) 分会員は03県同教見附大会後の総括運動を経て確認した別紙「新高教総括」を確認すること。
- (2) 分会員は積極的に学校の「同和」教育推進委員会のとりくみに参加すること。
- (3) 研修会や授業実践など、学校「同和」教育推進委員会の事業の計画・実施にあたっては、分会執行部とも連携してとりくむこと。
- (4) 新潟県人権・同和センターに学校として組織加入するよう、管理職に働きかけること。※年会費(団体正会員10,000円、団体賛助会員5,000円)が必要ですが、加入特典として「人権・同和教育啓発講座越佐にんげん学校」参加費が500円割引さ

れます。

- (5) 新潟県同和教育研究協議会(県同教)、新潟県人権・同和センターなどの各種研修会の年間計画を参照し、積極的に参加体制を組むこと。
- (6) 部落解放同盟新潟県連合会の支部に近接する学校は、校長及び「同」推委が中心となり、同支部との連携を密にして、「同和」教育実践の推進・充実に努めること。

2 研修計画・指導計画の作成・実施について

- (1) 「同和」教育の研修・指導計画の実施等にあたり、次のことに配慮すること。
 - ①職員研修会の開催について、外部講師を招くだけでなく、自校の「課題を負わされた」生徒について、職員同士が情報・意見交換などを行う場として設定・工夫すること。
 - ②「かかわる『同和』教育」推進の方針に沿って、被差別部落出身生徒はもちろん、自校で最も困難な立場に置かれた生徒に向き合うため、生徒の実態を把握する具体的方策を立てること。たとえば、学級担任を通して、経済的に厳しい状況の生徒や[障がい]がある生徒、欠席しがちの生徒などの実態を把握すること。
- (2) 新潟県人権・同和センター主催の「人権・同和教育啓発推進講座」などに参加した職員が、それを全職員に還元する場として職員研修会を企画すること。
- (3) 「新任者対象『同和』教育研修会」などを企画し各学校のとりくみの継承をはかること。
- (4) 日程的に複数回の職員研修会の開催が困難な場合は、「『同和』教育ニュース」の発行や職員会議での研修会参加報告などの工夫をすること。
- (5) 外部講師による講演会開催にあたっては PTA 組織とも協議し、保護者にも研修の機会を提供できるようにすること。その際は、PTA 主催行事とするなど、経費負担の方策を検討すること。
- (6) 外部講師を依頼する際には、講演会の目的や内容などを踏まえて講師を選定し、事前の打ち合わせをしっかりと行うこと。また、打ち合わせを踏まえて生徒への事前・事後学習を丁寧に企画すること。
- (7) 「同和」教育に関する生徒の学習状況を把握するため、新入生などに対して「同和」教育学習歴についてのアンケート調査などを実施すること。また、アンケート結果をもとに、自校生徒に最も必要な学習内容を把握し、授業内容を工夫すること。
- (8) 教員自己評価制度による「自己申告シート」の作成にあたって、努力目標の 1 項目として「かかわる『同和』教育の推進」をすべての分会員が記入し、それぞれの分掌や生徒への指導を通じた具体的な「かかわり」を追求すること。
- (9) 資料流出等事件の発生に鑑み、「同和」教育に関する資料等はそれぞれの会議の中で、部落差別を根絶する目的で使用されるべきものであることから、取り扱いには十分気をつけること。

3 各種研修会の開催について

県同教第33回総会(6月3日開催)で、2024年度の以下の研修会等の開催が確認されました。年間行事予定などに追加するとともに、全教職員で参加体制を確立すること。

(1) 新潟県同和教育研究協議会

名称	期日	開催地
第31回新潟県同和教育研究集会	7月31日(水)	三条市

(2) 全国人権教育研究協議会

名称	期日	開催地
第75回全国人権・同和教育研究大会	11月30日(土) ～12月1日(日)	熊本・福岡・鹿児島各県
第40回北陸人権・同和教育講座	2025年1月31日(金)	富山県

(3) 県内の研究集会等

名称	期日	開催地(内容)
第40回部落解放新潟県研究集会	10月5日(土)	五泉市
第5回新潟県人権保育研究集会	10月19日(土)	糸魚川市
新教組「同和教育歴史認識学習会」	6月29日(土)	新潟市
新高教全県「同和」教育学習会	未定	未定
「いのち・愛・人権」展	未定	未定
人権・同和教育 啓発推進講座 越佐にんげん学校	第1講座	7月29日(月) 子どもと人権
	第2講座	8月2日(金) LGBTと人権
	第3講座	8月5日(月) 公正採用選考
	第4講座	8月8日(木) 夜間中学校
	第5講座	9月6日(金) 新潟水俣病
	第6講座	9月10日(火) 障がい者の人権
	第7講座	9月20日(金) 同和教育
	第8講座	9月27日(金) アイヌと人権
	第9講座	10月11日(金) インターネット差別
	第10講座	10月22日(火) 女性の人権

(4) 県外の研究集会

名称	期日	開催地
部落解放第56回東日本研究集会	7月4日(木)～5日(金)	群馬県安中市
部落解放第57回全国研究集会	11月19日(火)～20日(水)	兵庫県
部落解放第56回全国高校生集会	8月31日(土)～9月1日(日)	東京都

4 その他

- (1) 別送の『公正なワークルール確立を～就職差別を撤廃しよう～』(部落解放中央共闘会議)を教職員で回覧するなどご活用ください。
- (2) ご不明の点は本部教文担当(遠藤・阿部、電話 025-265-4151)までお尋ねください。

別紙「03県同見附大会を受けた新高教総括」

県同教第11回研究集会第1分科会問題で問われたこと

1. はじめに第11回研究集会第1分科会問題をどうとらえるか

わたしたち新潟県高等学校教職員組合（以下「高教組」）は、「被差別の現実に学ぶ」ということを「同和」教育の主要な柱の一つに位置づけてきた。第10回研究集会（中条）で新たに設置された「同和教育入門Ⅰ被差別体験をきく」は、まさしく被差別の現実に学ぶ格好の場であった。第11回研究集会（見附）でもこの部会が設置された。ところが、参加者は全参加者のたった3%でしかない26名というものであった。また、このうち高校関係者は6名であった。なぜこの分科会の参加者が少なかったのか。これが結局私たちのすすめてきた「同和」教育の現実であると受け止めている。高教組本部を含めた参加者は「すぐに役立つレポート・指導方法」や「歴史学習」等だけを求め、最も大切な「被差別の現実に学ぶ」視点を持っていなかった。つらい被差別体験を部落問題の解消のためにあえて語るという大変さに思いをめぐらすことができなかつたし、その後も「本当は被差別体験を聞きたいと思っていないのではないか」という言葉に込められた被差別部落出身の方々の怒りの中身を理解し、受け止めることができなかつた。

私たちは、とりくみ当初「部落差別の現実に深く学ぶこと」を何よりも大切にし、被差別の立場から今の教育や教員としてのありようや学校の姿を問い直し、差別・選別の中でつらい思いをしている子どもにかかわり続けるとりくみをすすめてきた。そのため県内の被差別部落を訪ね、高教組新聞に「同和教育ニュース」を載せ、さらに『同和教育資料』や『人の世に熱あれ人間に光あれ』（第1集から第3集）、『いつの日にか』、『指導の手引き』を発刊してきた。

ところがその後しだいに「同和」教育のとりくみが担当者・「同和」教育推進委員会まかせになり、本部執行委員会を素通りするようになり、高教組新聞に「同和教育ニュース」があまり載らなくなり、支部長・分会長会議にも重点課題として取り上げないできた。そのため「同和」教育のとりくみは、大きく後退し「差別の現実に深く学ぶ」をスローガンに掲げてきたにもかかわらず形骸化してしまった。このため教職員の中に「被差別部落にかかわらなくても同和教育は行える」という極めて安易な意見が広範に存在するようになった。また、「罪人起源説」が被差別部落民にどれだけ深刻な打撃を与え絶望の淵に追いやってきたのかを認識できない実態を払拭できなかった。このような「同和」教育の取り組みの形骸化を率直に認め、それを許してきた責任を厳しく受け止める。私たちは、県同教の指摘どおり観念的な知識偏重の「同和」教育になっている実態を率直に認め、「かかわる」同和教育への転換をめざし、本部執行委員会が中心になって真筆に、組織的にとりくむ。

2. 新潟県高等学校教職員組合の「同和」教育のとりくみ

私たちは1975年7月の新高教第17回定期大会で、日教組方針にそって「同和」教育をすすめることを決定した。この決定の背景には、当時果敢に闘われていた職場民主化闘争をきっかけとした、教育課程の自主編成、男女共学・小学区制実現の闘いのなかで、生徒の批判や要望に応え自らの足下を今一度見直そう、と教職員の自己変革を求めようとする動きがあった。しかし、運動方針に「同和」教育の推進を掲げはしたものの、組織的には解放教育資料作成委員会のとりくみが中心というような状況のまま、先進的に活動をしている人々に学ぶという態勢をとることができずに時間が経過してしまった。その後兵庫県で「八鹿高校事件」が発生して、新潟県内でも「部落解放運動潰し」といえる大きな動きが高教組組織内に発生し、新潟高教組は日教組に結集する他の組織と共に解放運動の意義とそれに対する妨害活動の不当性について学習をし、組織防衛の観点から対応をすすめた。高教組が、それまでの「同和」教育の遅れを痛感し、組織的なとりくみの必要性を強く認識したのは、1984年の長岡・高校生ロックバンド部落差別事件であった。この事件は生徒たちが、部落問題についての系統だった知識を身につける機会とは与えられず、断片的な知識や俗説をもって、被差別部落に対するマイナスイメージを身につけて

しまったため発生した差別事件であった。また、正しい知識を持ち合わせず、「同和」教育を正しく理解していない当時この事件の対応に当たった教職員も、現実には無力な存在だった。こういった高校における「同和」教育の決定的な欠如に危機感をもった高教組執行部は、執行委員会の諮問機関として本部「同和」教育推進委員会（以下本部「同」推委）を発足させた。

3. 「同和」教育を巡る職場の状況

かつて「同和」教育の推進を組合員に呼びかけたとき、実践のための資料集を、という強い声があった。その声に応える形で、『人の世に熱あれ、人間に光あれ』（Ⅰ～Ⅲ）『いつの日にか』『同指導の手引き』などを編集発行してきた。また、「同和」教育全県学習会を毎年開催し、さらに支部別の学習会も開催してきた。「同和」教育副読本『いつの日にか』は大半の高校に4, 50部ずつ備えられている。さらに、県同教の『生きるV』も、どの学校にも備えられている。多くの学校では、講師を招いて、教職員や生徒を対象に、「同和」問題を中心とする講演会も開かれている。「ながら条例」が改悪された後も、休日開催するなどして、「同和」教育全県学習会にはほぼ従前通りの参加数を得ている。一方で、支部別の学習会を企画しているが、こちらの参加数は減少傾向にあり、一時の活気はない。同様に本部「同」推委の会議を勤務時間外に開催するようになったため、従前のような機動力や指導力を発揮できない現実がある。多忙化する教育現場にあって、「同和」教育は年1, 2回の講演やビデオで終わり、という学校が大半である。高校現場で相次いで発生している差別事件も、当該校でも一部の「同和」教育担当者だけが対応に追われて全校の課題になかなかならない状況の学校もあり、当該校以外では「対岸の火事」という受け止め方をしている姿も目立つ。

こういった高校現場での「同和」教育を巡る現状は、「同和」問題、「同和」教育の軽視そのものであるが、そのことに危機感を持つ場所と時間を現場組合員はもてないでいる。差別事件を起こした高校のその後のとりくみも問われている。確認会直後は、「同和」教育プログラムを作成するなどして、「同和」教育にとりくむが、そのとりくみが継続的にすべての学校で積み重ねられているとは必ずしもいいきれない。また、事件直後、中心となって「同和」教育にとりくんだ教員が転勤すると、急に下火になってしまったりする事例もある。学校に「同和」教育の視点を中心に据えて子どもたちと向き合うことを求めるなら、一人一人の組合員が団結して取り組む組合運動の中心にそのような方針を掲げることが不可欠である。新高教本部は本部「同」推委を設置したわけだが、「同和」教育推進に関わる運動のほとんどすべて、また差別事件の総括のとりくみを含めて、本部執行委員会の一諮問機関にすぎないこの委員会にあまりにもまかせきりだった。「『同和』問題は担当執行委員と本部『同』推委にまかせておけば何とかなる」という発想である。実際、組合員に広く参加を求める学習会や要請のある確認会への参加について、本部執行委員の出欠席にはばらつきが目立つ。この状態で、各支部や分会への指導性の発揮は期待できない。実際、高校での差別事件が続発し、担当の執行委員が対応に手一杯になると組織としてのとりくみが停滞してしまった。組織運動としての「同和」教育運動を再度位置づける必要がある。

4. 差別事件とその後のとりくみ

高教組本部「同」推委発足の直接のきっかけとなった長岡・高校生ロックバンド部落差別事件以来、多くの差別事件が高校現場で発生した。その差別性をわたしたち現場教職員・高教組が「同和」教育に全くとりくんでこなかったことを、ひたすら反省し、「同和」教育実践を誓って、確認会は終了する。高教組本部も総論的な提起は行うが、それぞれの分会の状況に応じた働きかけは、事件発生の直後はともかく、確認会が終了してしまうと、その点検を行ってきはいなかった。長岡・高校生ロックバンド部落差別事件の確認会では、参加するほぼすべての県内の教育関係団体の責任者が「この事件のどこが問題だと思うか」という、部落解放同盟新潟県連合会（以下「同盟県連」と表記する）からの問いに満足に答えることが出来なかった。現在も高教組本部執行委員会と高教組組合員が、この問いに明白に答えられないことになり、早急にそこは解決していく必要がある。このような解決が遅れたこ

とは、組織内に「同和」問題に対する切実感が欠如しているからである。つまり、被差別の側の痛みに思いをはせることができないのは、結局のところ差別の現実を「他人事」と捉えることであり、それは「差別を容認する姿勢」であり、「同和」教育をすすめる姿勢ではない。では、なぜそのようなことが容認されてきたのか。それは十分に組織内でそれぞれの差別事件についての課題が議論されて、総括してこなかった体制に問題点がある。各差別事件では総括文が本部「同和」教育推進委員会での審議を経て作成されて、それは後日高教組本部執行委員会で審議される。しかし、実態的には「同和」教育推進委員会まかせになり、本部執行委員会を素通りさせてきた背景がある。今後は、

(1) 何が原因で差別事件が起きたか。

(2) 解決するには何が必要か。

(3) (1) (2) の課題解決をするために高教組本部はどのように職場と関わるべきか。

を十分に議論した上で、その教訓化されたことを全組合員に情報伝達していく必要がある。

5. 本部執行委員会の責任

1975年以来方針化して、毎年再確認してきた「同和」教育の推進が、単なるスローガン化してしまっていることに、何ら危機意識を持たず、従って具体的なとりくみもしてこなかったことは本部執行委員会の責任である。高教組はこの間、県同教の発足に深く関わり、県人権同和センターや部落解放県共闘会議にも参画してきた。高教組の各級役員は様々な形で、これらの組織に関わってきた。しかし、ここ数年の差別事件の中で、高教組の本部役員が、「同和」教育の推進にブレーキをかけるような言動をとってしまった、ということが続発している。それは何を意味するのか。「総括コメント」の指摘するように、十日町総合高校差別事件では、本部書記次長（当時）が差別の「隠蔽」を行ったとして厳しく批判された。与板高校差別事件では、高教組本部副委員長が知り合いの部落解放同盟員に対して、確認会の持ち方について「圧力」をかけたとして確認会で批判された。直近では、文部科学省の人権教育の研究指定校である中条高校において、高教組の元本部副委員長の言動が著しく差別的、ということで問題化している。組合活動の大きな柱としての部落解放運動との連携や「同和」教育の実践に深く関わってきたはずの組合の本部役員の差別的な対応だけに、これまで高教組が進めてきた「同和」教育運動の問題点を示している。

(1) 現場教職員として「差別の現実に学ぶ」という姿勢が不足している。

(2) 問題を起こした高教組役員に「同和」教育運動をリードしていこうとして運動を展開していく姿勢がない。

(3) 組織運動として総括が行われていないため個々の役員の反省をして改めなければいけないことがはっきりとしていない。

これでは高校現場の「同和」教育は進むはずがない。この問題を「差別の現実に学ぶ」という原則に照らし合わせて、この問題の示す組織内の差別体質を明らかにしていくため、いくつかの点から検証を進めていく。部落解放運動とわが高教組の関わりには2つあり、部落解放運動との共闘組織としての高教組、そして「同和」教育運動を推進する主体としての高教組の2つがある。この違いを肝に銘じて運動をすすめる必要がある。

また、「同和」教育運動をすすめる理由は以下の2つである。

(1) 新潟県における「同和」教育の決定的な遅れがあり、正しく子どもたちに伝えていくことが必要だということ。そして、そのことによって生徒自身が差別に気づき、差別と闘う人に育っていった欲しいというねらいがある。これは生徒に対する実践の部分。

(2) 「同和」教育運動には学校を「同和」教育の視点から見直して、学校や生徒が抱える問題を解消していく力があるからである。これは学校改革、教職員の自己変革の部分。

それゆえに「同和」教育を高教組は組織運動と位置づけてとりくみを進めてきた。しかし、現状は生徒に対する「同和」教育が研究指定校ですら被差別部落とのかかわり抜きに行われていた。教職員の自己変革については、推薦入試や障害者の入試、不登校・登校拒否、中退、留年・定員内不合格の問題な

どの例に見られるように進んでいない。組合役員だけの問題でなく、高校現場では差別意識が蔓延しているといえる。こうしたことを招いたのは、「差別の現実に学ぶ」ということを本部執行委員会が本気で取り組んでいなかった、ということに起因している。各種研修会・差別確認糾弾会への本部執行委員の参加が不十分な状況や、本部執行委員会と本部「同」推委との協議の場が不足していたこと、差別事件の発生に伴ってここ数年臨時の支部長分会長会議を開催するなどしてこなかったことなどは、これらのことを裏付けている。それらを総合して、先ほど指摘した高教組の本部役員がこのように問題を連続しておこしている原因を考えると次のようなことが考えられる。

- (1) 「共闘関係団体」としての部落解放運動に日常携わっている方々との関わりに甘えて「私たちは差別とは闘う団体であり、がゆえに差別する側に回るわけがない」という箸りがあった。
- (2) 観念的な「同和」教育を改めるよう何度も指摘を受けていながら、それを活かすことが出来ず、本部「同和」教育推進委員会から与えられる情報や知識を便宜的に利用することに終始し、そこに込められている「思い」などを謙虚に学ぶ姿勢が欠けていた。
- (3) 「被差別部落に入る」、「課題を持つ子どもに関わる」という視点を常に大切にす教職員、組合員、市民としての謙虚な立場を持つことが決定的に不足していたため、「常に自己の差別心と向き合い、検証し続け、被差別の立場を理解しようと努力し続ける」という『「同和」教育の視点に立つ』ために最も基本的なことが出来ていなかった。
- (4) 「差別と闘うことの苦しさ」、「差別されることのつらさ」を確認会の場や、研修会の場など、多くの機会で見聞きしながら、それを「深く学ぶ」機会として活かせなかった。
- (5) 「人がどのように差別されているかということを知ることは、一歩間違えると自分自身が差別をする側に立つ危険性を含むことである」という、厳しさについて各々の役員の理解が不足していた。
- (6) 「『部落差別の存在を認めない人』や『同和』教育の必要性を認めない教職員などが学校にいた場合、どのように向き合うか」といった具体的な議論が、この間なされていなかったため、「同和」教育がなかなか進まない現状を容認する立場（すなわち差別をする側）に高教組役員自身が立っていた。

以上の(1)～(6)の観点に個々の高教組役員がたつて、高教組本部執行委員会で議論を深め、教訓化して行かなければならない。このことは、常に私たち解放運動に関わろうと思っている者が肝に銘じなければならないことであり、繰り返し心に問いかけ続けて高教組本部「同」推委発足以来、委員会の大きな課題は部落に入り、部落の子ども達と関わる、ということであった。しかし、本部執行委員や本部「同」推委でさえも、部落に入ることがなされず、「同和」教育の実践も不十分なものであった。こうしたことが、観念的な「同和」教育の蔓延を許し、差別の現実に学ばなくても「同和」教育はできるというおごりを生み出してきた。いま、「差別の現実に学ぶ」という原則を再確認し、組織運動を再構築していく必要がある。高教組の「同和」教育や「同和」問題に対する、とりくみの不十分さや誤りを指摘する組織内外の厳しい声にも、誠実に耳を傾け、速やかに改めていくことで、「同和」教育の進展をはかりたい。あわせて、この「総括文」を単なる決意の表明や「作文」に終わらせない努力を重ねたい。具体的には次の点で、とりくみを進めながら、組織運動としての「同和」教育推進運動を行ってきたい。

- (1) 過去に差別事件が起きた学校に本部役員がオルグに入り、被差別部落に関わりながら「同和」教育の実践が進むように働きかける。とりわけ、長岡大手高校、中条高校、塩沢商工高校など、現在総括にとりくんでいる学校に速やかに入って調査・点検活動を推進する。
- (2) 被差別部落の現状を高教組の執行委員会が正しく把握するために、本部執行委員会と本部「同和」教育推進委員会の合同現地研修を同盟県連の協力を得ながら年度内に実施したい。
- (3) 全県の教職員の「同和」教育に関する意識調査の実施が遅れている。これを解決するため、同盟県連、新教組・高教組・県教委とが協力し合って課題の解決に当たり、早期に調査を実施する。
- (4) この間、本部執行委員や本部執行委員経験者による差別事件などが続発したことの原因として、

「同和」教育・「同和」問題へのとりくみが「同和」教育推進委員会まかせになり、本部執行委員会を素通りさせてきた背景がある。今後、本部執行委員会が中心になってとりくむようにする。

6. 総括の視点に即して

1) 被差別の子どもやその親たちにかかわって、被差別の実態に学ぼうとする努力（家庭訪問）について

昨今の「職場多忙化」のなかで、家庭訪問のとりくみは全体的に拡がりを見せないまま、現在は、生活指導や不登校などの「問題」を持つ生徒を対象としてのみ行われている現状がある。確認会で、差別の実態に学び、生徒と親の立場に立った教育を進めるためには、いかに家庭訪問が大切であるかが提起されて久しい。高校側の出席者は一様にその趣旨を理解し、家庭訪問の重要性を認識して職場にもどるが、その後、積極的に家庭訪問を行う、ということがないまま推移してきた。これは、小千谷西高校教育差別事件の確認糾弾の場に於いて「生徒は40人いれば40分の1」という発想を私たちはいまだに克服できていないことを示している。生徒も教職員も同じ一人の人間であり、それぞれが悩み、課題を抱えている。「教師」という立場に固執して、子どもたちや保護者の痛みに鈍感な教職員が増えているのではないだろうか。高教組本部は今後、家庭訪問を「同和」教育の重要な柱として位置づけ、全組合員に家庭訪問の積極的な展開とその活動を通して「被差別の立場」「課題を持つ子どもたちの立場」に立つための意識改革を呼びかけていく必要がある、と考えている。現在、どの学校でも「問題行動」をとった生徒について、保護者を学校に呼んで「指導」することが行われている。しかし、家庭を訪問することによってはじめて当該の生徒や保護者の背景にある「事情」を理解することができるのだということ、広く組合員に提起し、その実践を進めるとともに、先進的にとりくんできた組合員の実践に学びその成果を共有化するとりくみを進めたい。具体的には、

- (1) 今年度の県同教研究集会・部落解放新潟県研究集会の実践報告など、これまで以上に「被差別の立場の人々と関わり、そこから学ぶ」ために行われてきた実践を更に広げていくための、情宣活動を行う。
- (2) 本部執行委員・本部「同和」教育推進委員が率先して家庭訪問を行い「被差別の実態」に学ぶ実践を生み出すとりくみをすすめ、そのとりくみ報告を通じて「家庭訪問を積極的に行う」教員を育てていく。
- (3) 県教委は「家庭訪問費は出張旅費の中で保証されている」という見解を出しているなのでその検証をし、また家庭訪問費を積極的に利用するとりくみをすすめる。

2) 現地研修や同和教育研修会などへ参加して、被差別の実態や同和教育実践を学ぼうとする努力について

現地研修や各種研修会への参加は、着実な拡がりを見せている。しかし、現地研修や研修会での学習が、その場で完結してしまい、研修の成果が、職場の「同和」教育に有機的に結びついていなかったことを厳しく反省する必要がある。教職員は往々にして、研修を「頭」で理解し、それで終わり、という傾向があったことは事実である。わたしたちは、このような研修の仕方を反省し、現地研修や各種研究会に参加して得た思いを、「同和」教育に活かしていく方策を確立させなければならない、と考えている。大切なのは、現地研修や各種研究会で得た成果を、目の前にいる生徒や保護者の思いとどう結びつけていくか、ということである。現地研修で、部落のお年寄りが重い口を開いて、思い出したくない過去を敢えて語ってくれるのは、「部落差別を根絶したい」という思い一点からである。わたしたちは、この思いに応える「同和」教育をしなければならない。高教組が刊行した『人の世に熱あれ人間に光あれ』『いつの日にか』には、県内の部落解放運動を先駆的に進めてきた人たちからの聞き書きを多く収録している。この資料を積極的に活かすとりくみとあわせて、現地研修や各種研究会で目のあたりにした被差別の実態に深く学んでいきたい。

具体的には、それぞれの地域で

- (1) すでに同盟各支部が関わってとりくんでいる識字学級。

(2) 中越大震災復興人権サポートセンターのとりくみを通じて生まれた澁災被災地の被差別部落の人々との関わり。

(3) 進学問題、生活問題などに悩む被差別部落の子どもたちとの関わり。

をすすめるなど被差別部落の人々と直接関わる活動に地元の支部・分会から組合員が参加をすることを強化しなければならない。そのためにはまず、本部・支部執行委員、本部「同」推委がまず率先して勤務校や自らが生活する地元の被差別部落・部落解放同盟の支部の活動や被差別部落の人々の日常生活の悩みなどに関わるとりくみをすすめる。またその成果を授業実践等に生かしていく。

その上で、以上の(1)～(3)のとりくみを「被差別の立場の子どもたちと関わる『同和』教育を推進する」という形で高教組の「同和」教育推進の方針に明確化する。

3) 学校のすべての教育活動を「同和」教育の視点(つらい思いをしている子どもやさまざまな問題を抱えている子どもの課題を、教師自らの問題と位置づけて一緒に解決をして、共に生きようとする立場)に立ってとりくむことについて

「同和」教育の時間には、部落差別の不条理について力説するものの、その時間以外は権力的に生徒に対応する、ということはないだろうか、という点が反省させられる。「同和」教育は、自己の変革がともなわなければならない。自分のことを語らない「同和」教育は訴えかけるものが全くないといっても過言ではない。しかし、現実的には、教職員は自分の非を認めることが苦手であり、生徒とともに学ぼうとする姿勢も示せない教員も多い。「権力者」としての教職員を、わたしたち高教組は変革できていない。高教組には自主編成運動の成果がある。その成果を「同和」教育と有機的に結びつけ、これまでの自らの教師像、学校像を改めて見直す、一人ひとりの生徒に寄り添った教育を実現したい。そのためには、つらい立場にある生徒や保護者の被差別の実態を、学校の「同和」教育推進委員会で具体的に把握し、その上で、生活指導や進路指導、教科指導など全ての教育活動に活かす努力を重ねる必要がある。

また、県内各地で、解放運動に立ち上がった人々との連携を深め、地域の子ども達の状況をつぶさに把握する中で、つらい立場にある生徒たちに寄り添った教育活動をすすめる。

4) いじめや不登校・登校拒否、問題行動、高校中退など、教育が直面している困難な課題に対して、「同和」教育の視点に立ってとりくむことについて

わたしたちはこの間、「同和」問題についての学習と「同和」教育を進めることによって、他の様々な差別についても理解が深まり、差別を見抜き、許さない姿勢が酒養されることを組合員に組織的に提起してきた。しかし、残念ながら、こういった視点で生徒に関わろうとする教職員の数は必ずしも多くはない。高校への入学や卒業の問題、中途退学の問題等、わたしたちの課題は山積している、といえる。

「空いた席があるのになぜ座れないのか」と、定員内不合格について、保護者が説明を求めたとき、わたしたちは納得できる理由を示せていない。わたしたちは、「適格者主義」を打破するための提起を行っていく必要がある。自主編成推進委員会が、早い時期から問題提起を行っている定員内不合格をなくすとりくみを、さらに積極的に推進していかなければならないと考えている。また、「障害」を持つ子どもたちの高校進学についても、保護者や県民と連携しながら、実現をはかるための努力を重ねたい。

いま、県内の高校現場では、県教委の進める時数確保、進学率向上の教育施策に追い回されている。多くの教職員は、疑問を抱きながらも、その流れに流されているのが実状である。多忙化の進む現場では、「効率」が重視され、質より量に重きが置かれ、個別指導には手が回らない状況が蔓延している。過重な負担に耐えられない生徒が増大しているが、そういった実状にはあえて目をふさぎ、「できる子」を中心にした授業展開があたりまえとなっている。こうした教育の現状を打開するための積極的なとりくみこそ、「同和」教育の視点にたった営みであることを、今あらためて組合員に提起することが求められる。

具体的には

(1) いじめや不登校、登校拒否、問題行動の課題の現状調査と、これらの課題を多く抱えている学校への教員の加配を求めていく。

(2) 「同和」教育の視点からこれらの問題にとりくみ、その改善を図る。

(3) 「大学進学率向上のための高校教育」は、結果的に課題を持っている子どもの排除につながっている現状を改めるためのとりくみを強化する。

5) 被差別の子どもたちに差別と闘い抜く学力を保障して、具体的な職業を見いだしていく真の進路保障のとりくみについて

これまでも部落解放同盟から提起を受けているにもかかわらず、とりくめなかった課題である。全同教では進路保障は「同和」教育の総和であるにとらえているが、このことについての高教組組合員の理解はきわめて不十分なものがある。こういった状況を作り出し、放置している責任は、当然の事ながら本部執行委員会にある。近年、授業時数確保の指導が徹底してくる中で、放課後の個別指導の時間がとれなくなってきている。また、解放子ども会活動への高教組支部の関わりがほとんどないことについても、わたしたちは「問題点」として早い時期から気が付いていながら、積極的に推進する努力を怠ってきた。わたしたちは、こういった反省点に立って、被差別の子どもたちや保護者に正しく向き合い、進路保障をしていくために、解放同盟各支部との連携を深めたいと考えている。本部「同」推委は各支部から選任されているので、各委員はそれぞれ最寄りの県連支部との積極的な交流をはかる。そうして、こういったとりくみの中で、解放運動に立ち上がっていない部落の子ども達や親をも視野に入れた働きかけができるように努力したい。

具体的なとりくみとしては、

(1) 県内で決定的な課題解決の遅れが明らかになっている統一応募用紙の趣旨の徹底を行政に対して求めていく。

(2) 関連して、問題となる事例を積極的に告発し、機関会議や全県「同和」教育学習会、支部「同和」教育学習会で問題提起をしていく。直近の課題である04年度、05年度の高校推薦入試において問題となった対応についての調査と総括に早急にとりくみ、組織内での統一応募用紙の趣旨の徹底にとりくむ。

(3) 各支部担当本部執行委員と本部「同和」教育推進委員を中心に各地域でとりくまれている識字学級に参加をしていく。

6) 県同教組織のありかた

a) 県同教役員と事務局体制のあり方

b) 県同教役員の同和教育に対する姿勢について

c) 研究集会の司会・報告者・助言の選出方法について

今までの県同教役員は、「充て職」的な任命で、その学校に赴任してくるまでは、殆ど「同和」教育に関わってこなかったにもかかわらず、県同教の枢要な役員に就任することが常態化している。そのため、過去に問題を生じたこともあった。県同教役員の人選や運営は、間違っても「同和」教育の管理化や、出世主義、管理主義におちいつてはならない、と考えている。しかし、県同教事務局の一端を担っているわれわれ高教組は、このことを改めるための努力をどれほど重ねてきたかが問われるところである。「同和」教育は一朝一夕になるものではない。多年にわたって研修と研究を深め、実践を重ねた人が、県同教の役員や研究集会の司会・報告者・助言者を務めるべきであろう。このことによって、研究集会の討議が深まることになり、またそのことが県同教の活性化につながり、「同和」教育実践が広がっていくと考えている。

7) 同和教育行政のありかた

a) 学力の向上措置について

県教委の姿勢は、大学進学対策に力点を置いているため、さまざまな教育課題をかかえる学校に対して、教育行政的な手だてが弱い、という状況がある。いま、多忙化する学校現場にあって、個々の生徒に即した指導が為されにくい現状がある。こういった状況をどうすれば克服できるか、被差別部落の子どもたちをはじめ様々な問題をかかえる生徒たちの側にたった、きめ細かいとりくみをすすめるため加配教員の高校への配置を強く求めていく。生徒宅への家庭訪問などのとりくみをすすめると

同時に、教育活動全体の中でその位置づけを明確化するとりくみをすすめる。

b) 進路指導に関する措置について

ここ数年来、県教委は「就職支援アドバイザー」を就職希望者の多い学校に配置してきた。この制度は、求人減の中、生徒の就職希望を実現するための制度であったが、この制度を準用する形で、被差別の生徒たちの進路実現をはかるためのとりくみが出来ないかと考えている。他県では、被差別部落出身の生徒の進路実現のために、学校、行政、企業などが連絡組織を作って、提携している事例がある。こういった先進的なとりくみに学びながら、新潟県ではどういう形が望ましいのかを、関係者が話を進める必要がある、と考えている。

7. おわりに

今回の県同教で問われたことについては、本部執行委員会で十分に議論した上で、その教訓化されたことを全組合員に情報伝達し、組織内で徹底を図っていきたい。「担当者まかせ」「本部『同』推委まかせ」「職場まかせ」ではない、「同和」教育をすすめていくために、本部執行委員会は現状や問題点（課題点）を事実にして分析し、具体的な方針を決め、支部長・分会長会議に提起し組織全体でとりくむことにする。私たちは県同教の総括を全面的に受け入れ、観念的な「同和」教育から「かかわる」同和教育への転換をめざして、次の4本の柱をとりくみの基本としながら、本部執行委員会が中心になって組織全体でとりくむ。

- ①被差別部落に入り住民とかかわる。
- ②家庭訪問を行う。
- ③目の前の子どもとかかわる。
- ④子どもの学力保障・進路保障に親身になってとりくむ。

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

長期休業中の週休日における各種大会引率等における振替（代休）について

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、本来時間外手当が支給されない教員については給特法で限定 4 項目(臨時又は緊急やむを得ない場合の、①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③教職員会議に関する業務、非常災害等やむを得ない場合に必要な業務)以外の時間外勤務は命じられないことになっています。この 4 項目について、時間外の勤務を命じた場合は当然、勤務の振替を措置させることになります。

県教委は、最新の「教育職員について週休日及び休日に勤務を命ずる場合の取り扱い(通達)」(09.3.31 発教高第 1178 号)で、週休日に勤務を命ずることができる場合として、ア) 修学旅行 イ) 体育祭 ウ) 文化祭 エ) 儀式的行事(周年行事、開校記念行事等)に加えて、オ) 各種大会引率(別表に示した県教育委員会が指定する大会に選手生徒を引率する場合)を示し、「これらの業務に従事した職員に対しては、実施日を基準に前 4 週・後 12 週の間振替を措置しなければならない」としています。その際、ア)・オ) は属人毎、イ) ~エ) は原則として全員一斉に措置しなければなりません。以上が、基本的な週休日及び休日に勤務を命じた場合の振替の考え方です。

一方、これとは別に、長期休業中は、学期の課業期間中に比べて振替がとりやすいことから、①週休日の振替等が勤務する週休日と同一週内で、かつ、長期休業期間内に行うことが可能である場合、②勤務する週休日が長期休業期間内でなくとも前項①の措置が可能である場合には、ア～オ以外でも週休日に勤務した場合に振替が認められる業務があることを示唆しています。

新高教としても、日頃の現場の多忙実態を考えれば、長期休業中の週休日こそ、生徒にも職員にも積極的に休むことを求めています。現場実態から週休日勤務が避けられないやむを得ないケースがあることから、例年夏休み前に、県教委との間で「ア～オ以外の業務」にはどのようなものが考えられるのか確認してきました。今年も 6 月 14 日に折衝を持ち、以下の点について確認をしましたので、分会におかれましては、全分会員に遺漏なくその主旨を伝え、超勤縮減の一助にさせていただけるようよろしくお願いいたします。

記

1. 2022.6.10 県教委確認

1) 週休日勤務の振替には以下の 2 種類があること

- (1) 長期休業中以外の週休日における各種大会引率等における振替（代休）
- (2) 長期休業中の週休日における各種大会引率等における振替（代休）

今回はこの (2) について指示致します。(2) については、2009 年 3 月 31 日付け「教高第 1178 号『教育職員について週休日及び休日に勤務を命ずる場合の取り扱いについて』(通達)」に盛り込まれたもので、次の通りです。

教高第 1178 号 (2009 年 3 月 31 日付) 抜粋

3 長期休業期間内に週休日の振替等が可能な大会引率等について

校長が、教育職員に対し、長期休業期間内に、(※1)上記 1 の (1) のア～オ以外の勤務を命ずるために、週休日の振替等を行う場合は、下記の (1)、(2) に留意する。

- (1) 週休日の振替等が勤務する週休日と同一週内で、かつ、長期休業期間内で行うことが可能である場合に限る。
- (2) (※2)勤務する週休日が長期休業期間内でなくとも、上記 3 の (1) の措置が可能である場合を含む。

2) 通達中の(※1)下線部の「勤務」として、やむを得ないケースとして考えられる勤務は、

①部活練習試合 ②部活練習 ③補習 ④保護者面談等、超過勤務を命ずることのできる限定4項目以外の勤務が想定されます。

これらの活動で勤務する場合には、校長の事前の承認を得て、半日単位で同一週(日～土)内の勤務日と勤務振替ができます。ただし、振替をした勤務には特殊勤務手当は支給されません。

3) 通達中の(※2)下線部の具体例は、

木曜日から夏休みに入るといふ週の夏休み前の日曜日に部活動の練習試合を行った。その振替をその週の木曜日(夏休み開始日)か金曜日にとすることは可能であるということ。

2. 上記を踏まえて以下のとりくみをお願いします。

やむを得ず土日の勤務をした場合には、できる限り休むことを求めるとともに、次のように特勤手当か勤務振替を選択すること。

1) 「長期休業期間内に週休日の振替等が可能な大会引率等について」に関して校長交渉を行い、上記(※1)及び(※2)の内容を確認するとともに、超過勤務が発生しないよう職員の勤務時間の適正な管理を徹底するよう求める。

2) 半日単位での振替では、半日単位で振替をしなかった勤務には請求によって特殊勤務手当が支給されることから次の場合を校長と確認し、周知させること。

<パターン1>

7時間45分以上指導した	午前4時間勤務	午後3時間45分以上勤務	特殊勤務手当
振り替えない場合	部活動指導	部活動指導	3時間以上で2,700円
1日振替を行う場合	部活動指導し平日に振替	部活動指導し平日に振替	平日の勤務なので0円
半日振替を行う場合	部活動指導	部活動指導し平日に振替	3時間以上で2,700円

※半日振替は、3時間45分以上4時間以下の半日勤務を日～土の1週間内での平日に振替えることを言います。

<パターン2>

6時間指導した	午前4時間勤務	午後2時間勤務	特殊勤務手当
振り替えない場合	部活動指導	部活動指導	3時間以上で2,700円
半日振替を行う場合	部活動指導し平日に半日振替	部活動指導	2時間以上で1,800円

※この場合、勤務は部活動時間の6時間だけなので1日振替はできず、半日振替(4時間振替)となります。

半日単位での振替なので、午後2時間の振替はできないことに注意。

※2020年度より、6時間以上の特殊勤務手当の支給区分は削除されています。

2022年度より、4時間以上の特殊勤務手当の支給区分は3時間以上に改正されています。

3. 各分会で確認内容を分会員に周知する。

4. その他

不明な点がありましたら、本部まで連絡ください。

以上

担当 法政部 浅川智之
電話 025-265-4151

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

長期休業中の自主研修の取得について

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、私たち教育公務員は、教育公務員特例法第 21 条で「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と規定されているとおり、研修は教員にとって非常に大切な営みです。多忙な課業中に比べ、長期休業中は比較的自主的な研修をとりやすいところから、毎年県教委との間で休業中の自主研修の取得について確認を行ってまいりました。2024 年度も 6 月 14 日に県教委と折衝を持ち以下のことについて確認をしました。

各分会におかれましては、全分会員に遺漏なくその主旨を伝え、自主研修の積極的な取得にとりくまれるようよろしくお願いいたします。

記

I. 経過

2002 年 7 月 4 日高校教育課との協議での課長発言

1. 6 月 20 日の「研修願・研修報告書」は文科省通知をふまえ、かつ夏季休業中の教職員の勤務形態について県民の誤解を受けないようにしたいという観点から「例示」したものであるが、これによって**教育公務員特例法第 21 条、22 条に基づく自主研修を制約する意図ではなく、むしろ自主研修を奨励する立場にある。**
2. 「研修願・研修報告書」は「例示」であり、場所・テーマ・内容は基本的内容とするが、各学校の実態に応じて、書式をつくることでもよい。（「研修願い」と研修報告書を同一ページでまとめてもよい）
3. 場合によっては、課業中でない、生徒も学校にいないという実態から、自宅もあり得る。
4. テーマ、内容については、書く分量については何も指導していない。校長は教特法第 19 条（「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない」）や第 20 条 1 項、職員との信頼関係を踏まえて、自身の裁量で承認行為をすることだろう。しかし、裁量権の濫用があれば、聞かせてほしい。**職場でトラブルが起きることを決してのぞんでいない。**
5. 「研修願」については、研修場所が「自宅」の場合は、テーマは同一であっても 1 日につき 1 枚出してもらいたい。コピーでもよいから、内容の部分だけ加筆修正してもらえばよい。場所が「自宅以外」の場合は、テーマが同一の場合、期間として 1 枚にまとめて出すことも考えられる。「研修報告書」については、場所の如何にかかわらず 1 日につき 1 枚出してもらいたい。取り扱いについては校長の裁量もあるが、こういうふうに校長に指導する。
6. 動静表との関係を言うと、動静表についてはまず研修計画を立て、研修日を入れる。そのほか出勤日、出張日、夏季休暇、年休を書くことになる。その研修日に当たるところについて「研修願」を出してもらいたい。休業中の途中で出すことも考えられる。校長はそれをコピーしたものを職員に返し、原本を保管する（職員によってはコピーを必要としないという人もいるだろうが、それは構わない）。研修に変更がある場合は何らかの連絡をしてもらいたい。「研修報告書」は夏季休業終了後、校長に提出してもらいたい。「所見欄」は研修取得者本人に書いてもらう。

【注】2004 年 4 月 1 日に改定され、19 条が 21 条に、20 条 1 項が 22 条に繰り下がりました。

- ① 02年7月4日の課長発言と基本的には変わらず、従来通りだ。
- ② 勤務については、県民からの誤解を受けないようにしてもらいたい。
- ③ 休業日であり、生徒が学校にいないことから、自宅における研修について課業日より承認の幅は広がる。ただし、研修場所についてはそれぞれに理由をわかるようにしてもらいたい。
- ④ できるだけ計画的に届けを出してほしい。(必ず事前と事後に提出。管理職が判断する時間が必要)
- ⑤ 現場で何かあったら、話し合う。

Ⅱ. 課長発言を踏まえてのとりくみ

以上の経過を踏まえて、以下のとりくみをお願いします。

1. 長期休業中の勤務態様は従来通り、動静表で明らかにする。ただし、研修取得にあたっては、情報公開請求等諸般の事情を踏まえて、「研修願・研修報告書」を提出する。
2. 「研修願・研修報告書」の書式作成および記入方法については、課長発言および以下の観点に基づき校長交渉を実施し、合意の上で行うこと。
 - (1) 書式作成について：以下の観点で作成すること
(02年度以降書式が整備されている分会ではそれを使って構わない)
 - ① 元号については西暦に改めさせる
 - ② 「教頭」「事務長」押印欄については、その職にある者に「教特法」上の研修の承認権限はないことから、「承認印」欄とする。最低、「事務長」欄は削除させる。
 - ③ 「研修日時」欄については「高校課長発言5」から「同一テーマ」の場合は期間ごとに1枚にまとめる場合もあることから、その趣旨が生かせるよう工夫する。
 - (2) 記入方法について
 - ① 「研修場所」については「高校課長発言3」から、「自宅」の場合は「自宅」と記載する。それ以外の場合は、その研修場所を記載する。
 - ② 「研修内容」における「研修テーマ」および「研修内容」については「高校課長発言4」から、「教特法」21条1項(=改正前の教特法第19条1項)の趣旨を踏まえ、適切かつ簡潔に記載する。
 - ③ 「報告書」の「所見」欄には、各自適切に記入する。
 - ④ 場所が「自宅以外」でテーマが同一の場合は「研修願」は1枚にまとめるようにする。「自宅」の場合も同様にとりくむが、無理はしない。

Ⅲ. その他

- (1) 記入内容について校長が承認しない場合は、直ちに本部に連絡すること。
- (2) 公的施設で連続して研修する場合、誤って休館日を研修日としないこと。
- (3) 「研修願・研修報告書」は、事前と事後に提出すること。

以 上

担当 法政部 浅川智之
電話 025-265-4151

新高教発第 20 号
2024 年 6 月 15 日

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

**会計年度任用職員（非常勤講師）の成績処理業務に関する
報酬に対すとりくみ結果について**

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、指示第 5 号（4 月 1 1 日付）にて会計年度任用職員（非常勤講師）の成績処理業務に関する報酬に対すとりくみをお願いいたしました。

結果をお知らせするとともに、別紙お知らせを貴校会計年度任用職員（非常勤講師）の方へ配付いただきますようお願いいたします。

今後も、臨時的任用職員・会計年度任用職員の処遇改善に向けとりくみます。ご協力ありがとうございました。

記

1. 別紙お知らせに分会長名を記入・増す刷りし、
会計年度任用職員（非常勤講師）に配付してください。

不明な点については担当浅川までお問い合わせください。

〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4

電話:025-265-4151 FAX:025-231-1036

MAIL:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

新潟県高等学校教職員組合からお知らせ②

成績処理業務設定月数調査のご協力ありがとうございました。
いただいた回答をご報告いたします。

回答数 37 人 報酬の説明 あった (15) 人 (うち文書のみ 7) なかった (19) 人 設定月について わからない (7) 人 成績処理業務設定月数合計 3 回 (1) 人 6 回 (29) 人

学校によって対応にずれが生じている実態があります。6 回の設定となっていない学校があることについて県教委へ確認を行っていきます。

確実な 6 回支給の徹底、その他処遇改善に向けとりくんでいきます。

また、以下について心当たり、ご不明な点等がございましたら、新潟高教組本部までご連絡ください。

1. 成績処理業務勤務対象月については次の様式にて明示されます。

採用通知書とともに勤務計画を明示となっていますが、交付・明示されていますか？
(別記参考様式)

令和 年度の勤務計画について

新潟県立〇〇〇高等学校

令和 年 月 日					
氏 名 : 〇〇 〇〇〇					
任用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
職 名	非常勤講師		教科 科目		
授 業	1 週担当授業時数 時間 (1 単位時間 分)				
	2 1 日あたりの担当授業時数				
	月	火	水	木	金
	コマ	コマ	コマ	コマ	コマ
※勤務時間は、授業 1 コマに対して () 分として校長が割り振る。					
「成績処理対象月に係る業務」に従事する月	月	月	月	月	月
※勤務時間は校長が別に定める。					
備考：					

※授業の実施は、年間行事計画及び毎月の行事計画等に従って行う。ただし、臨時休業等により、授業日の変更等が生じる場合がある。

2. 教職員評価の実施について

会計年度任用職員制度により、教職員評価の実施が行われています
校長から年度当初に組織目標（学校教育目標）等を周知されていますか？
（昨年度勤務されていた方は、評価シートの写しをもらいましたか？）

3. 辞令交付について

勤務・労働条件は明示されましたか？そもそも交付はありましたか？

4. 非常勤講師報酬 翌月の10日に支給 24年度初より増額改定

1日担当 授業時数	1	2	3	4	5	6
報酬	2,620円	5,240円	7,860円	10,480円	13,100円	15,720円

※1 授業あたりの勤務時間は授業時間と準備時間の合計1時間（60分）が標準
55分以上の授業については、 $((\text{授業時間}) + (10分)) \div 60 \times \text{上記単価}$
（例）55分1日1時間担当の場合 $(55+10) \div 60 \times 2,460 = 2,838$ 円 となる

5. 成績処理業務設定月の注意点 設定された月に勤務はありますか？

調査結果から 5月、7月、10月、12月、1月、2月の設定が多くみられました。
しかし、23年度2月に勤務がなかったことから2月分が支払われず、計5回の支給とされたケースが発生しました。

高教組はただちに、県教委へ確認し、遡って支給させることができました。

成績処理業務設定月に対する管理職の理解不足からこのようなことが発生しています。

設定された月にご自身の勤務があるか（特に3年生の授業しか担当していない場合）必ず確認し、勤務がない場合は設定月の変更の申し出をしましょう。

6. 臨時休校にあたっての勤務対応について

臨時休校の影響で授業がなくなった場合についても勤務が必要です

なにも知らされず勤務していなかった、振替などの話も全くないなどありませんか。
（実績給となっているため、勤務していない分の報酬はできません）

7. その他

1～6について心当たりがありましたら、情報をお寄せください。
また、非常勤には情報が伝わってこない
事前の説明がない など、寄せられています。

★新潟高教組では臨時・非常勤職員の処遇改善に向けたとりくみを行っています。

臨時職員の休暇制度について、21年4月より大きく改善、22年4月より、非常勤職員（会計年度任用職員）の休暇制度も改善、24年度初からは報酬の増額がされました。しかし正規同様となっていない休暇が多々あるとともに、報酬額も全国に比べまだ低い状況です。とりくみの強化には現場のみなさんの力が必要不可欠です。

臨時職員は月1,000円、非常勤講師は月500円の組合費です。

新潟県高等学校教職員組合への加入をお待ちしています。加入パンフレットもぜひご覧ください。

新高教HP → [新潟高教組](http://www.shinkoukyou.net/)で検索 (http://www.shinkoukyou.net/)

問い合わせは分会役員()

または高教組本部 ☎025-265-4151

Mail:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp まで

新高教発第21号
2024年6月15日

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

公務員連絡会2024人勤期職場決議のとりくみについて

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、公務員連絡会は2024人勤期のとりくみについて、「物価高騰が続き、勤労者の負担感や将来への不安感が増している中で、昨年を上回る大幅な賃上げが必要であるとの認識のもと、全職員の賃金引上げを勝ち取る」ことを目標に、交渉による賃金・労働条件の決定を基本的課題と位置づけとりくむ方針を決定しました。また、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、国家公務員の給与制度の見直しは、当然地方公務員にも影響することから、中堅層や高齢層職員を含むすべての職員の賃金改善や再任用職員の処遇改善など、各層からの理解が得られ、その意欲が引き出されるようなものとなるよう、意見反映にとりくんでいかなければなりません。とりわけ、地域手当については地域の実情をふまえた措置をするよう求めていくことが重要です。

日教組は、公務員連絡会・公務労協地公部会に結集し、①全世代にわたる月例給の引上げや一時金の引上げ、②教職員の職務や生活実態をふまえた諸手当の改善、③再任用教職員の給与改善、④働き方改革の着実な推進、⑤均等待遇原則にもとづいた臨時・非常勤教職員等の給与引上げや休暇制度等の改善など、人勤期要求の実現にむけとりくむこととします。

つきましては、下記のとおり、積極的なとりくみを要請します。要求事項の実現に向け、職場の実情や皆さん一人一人の思いを人事院にぶつけるためにも、力を結集しましょう！

記

1. 目的
 - ・引き続き物価高騰下において、日々現場で奮闘する組合員の生活を守るため、全世代にわたる職員の賃金引上げを求める。
 - ・本年の人事院勧告において、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」に関する成案が示されることについて、全組合が理解し納得できるような内容とすることを求める。
2. 期間 6月15日(土)～7月1日(月)
※日教組への提出が7月4日(木)となるため、7月1日(月)必着でお願いいたします。
3. 内容 職場決議
別紙「2024人勤において全職員の賃上げと処遇改善を求める決議」について、日付、支部・分会名を記入し、7月1日(月)必着で本部まで郵送等により提出してください。
※メール等によるPDFデータでの提出も可能です。
〒951-8133 新潟市中央区川岸町2-11-4 MAIL : shinkoukyou@beach.ocn.me.jp
4. その他 不明な点は本部賃金担当(浅川:025-265-4151)まで問い合わせ下さい。

2024 人勸において全職員の賃金引上げと処遇改善を求める決議

2024 春季生活闘争では、連合が 5 月 8 日に公表した第 5 回回答集計によれば、賃上げ(ベア)分については 3% を大きく超える結果となっています。4 月末時点で 3% を超えたのは、連合が賃上げ分の集計を開始した 2015 闘争以降初めてのことです。

一方で、引き続き物価高騰のもと、労働者一人当たりの実質賃金が 2 年に亘りマイナスを更新し続けるなど、国民生活の厳しさは増しています。

そのため、生活の維持・改善に向けて、物価上昇を上回る賃上げは必須であり、公務員についても、2024 年の給与改定勧告にあたっては、全職員に対し月例給・一時金の引上げ勧告を求めます。

本年の人事院勧告で成案が示される「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、月例給・一時金・各種手当を取り扱う総合的な見直しであることを踏まえ、職員各層から理解を得られ、その意欲を引き出すものでなければなりません。

また、非常勤職員については、給与の引上げはもとより、月例給・一時金の支給額や改定期間について、常勤職員との権衡の確保が必要です。さらに、不安定雇用の解消や、休暇制度に関する常勤職員との均等待遇に向けた無給休暇の有給化等を求めます。

この間、大規模自然災害やパンデミックが頻発する中で、公務・公共サービスとその担い手の重要性は、社会的に広く再認識されてきています。

そのため、現在も最前線で地域や住民の生活と安全を守るために日々奮闘し続けている職員・組合員の懸命な努力に報いるためにも、昨年以上の賃上げを必ず実現しなければなりません。

そして、その実現のために、人事院に対し私たちの声を届け、人事院勧告へ繋げていきましょう。全ての要求実現に向け、2024 人勸期闘争を最後まで闘い抜きましょう。

以上決議します。

新潟県高等学校教職員組合

2024 年 月 日
支部 分会一同

公務員連絡会

【全職員の賃金引き上げと処遇改善を求める団体署名】

人事院総裁 川本裕子 様

現在、労働者一人当たりの実質賃金が2年に亘りマイナスを更新し続ける厳しい環境において、連合の2024春季生活闘争は、「賃金も物価も経済も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場」と位置づけ、労使による真摯な交渉の結果、賃上げ（ベア）については、昨年を大きく上回る3%を超える結果となっています。

このようなもと、引き続き物価高騰など、職員の負担感や将来への不安感が増しているなかで、生活の維持、改善のために、民間春闘の流れを受けて、本年の給与改定勧告において公務員給与の引き上げ勧告を行うことは当然のことと考えます。

一方で、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、本年の勧告において成案が示されることから、公務員連絡会との交渉・協議、合意に基づく対応を強く求めます。

この間のパンデミックや頻発する大規模自然災害への対応などをはじめ、現在も最前線の現場で地域や住民の生活と安全を守るため日々職務に精励している職員の懸命な努力に報いるためにも、貴職におかれましては、公務員連絡会の人権期要求（6月19日提出）の実現に向けて、最大限努力されるよう要求します。

要 求 事 項

- 2024年の給与改定勧告にあたっては、全職員に対する月例給・一時金の引き上げ勧告を行うこと。
- 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について、職員各層から理解を得られ、その意欲を引き出すものとする。
- 非常勤職員について、月例給・一時金の支給額や改定時期に関する常勤職員との権衡の確保や、無給休暇の有給化等を図ること。

都道府県	団 体 名
新潟県	新潟県高等学校教職員組合 支部

(取り扱い組織名： 日本教職員組合)

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

第 9 4 回定期大会の開催について

連日の諸とりくみ、大変ご苦労さまです。

さて、教育「再生」の名のもと新自由主義・新保守主義教育「改革」が推し進められ、教育現場に競争と格差を広げ学校現場を追い詰めています。拙速な「教育の ICT 化」と県民合意の高校改革をはじめとする教育課題、超勤解消などの権利・労働条件の改善、新高教の持続的発展にむけた組織強化拡大など、わたしたちをとりまく情勢を正確に分析した上でのとりくみ強化が求められています。そして、保護者・県民、地公労・新教連、連合新潟や全国の仲間との連帯を強化して、運動をすすめていく必要があります。

以上の情勢を踏まえ、第 9 4 回定期大会を下記のように開催いたします。各支部分会におかれては、本日提起する新高教 23 年度総括・24 年度運動方針を積極的にご討議いただき、代議員・オブザーバーが参加されますよう要請いたします。

記

1. 大会日程

①と き 7月27日（土）10：00～17：00（9：30受付開始）

②ところ 自治労会館 6階 大ホール（新潟市中央区新光町6-7 電話 025-281-8020）

③議 事

（1）2023 年度決算報告、監査報告ならびに承認に関する件

（2）第 1 号議案 2023 年度たたかひの総括に関する件

第 2 号議案 2024 年度たたかひの方針に関する件

第 3 号議案 2024 年度予算（案）に関する件

第 4 号議案 選挙委員の選任に関する件

第 5 号議案 その他

2. 代議員数

5 月分組合費納入者数（分校は本校に含む）に基づき代議員数を決定します。

納入者数 20 人まで 代議員数 1 人

納入者数 21 人～40 人まで 代議員数 2 人

（裏面に分会毎の代議員数の一覧表を示します。もし、間違いがあればお知らせ下さい。）

※ 女性参画推進のため、女性代議員の積極的な参加をはかるよう要請します。

3. 議事運営委員の選出等について

輪番により、上越支部、佐渡支部、東新潟支部の分会の代議員から各1人選出します。女性参画推進に配慮して選出してください。

各支部から議運に選出された方は、打ち合わせのため当日9時30分に自治労会館6階「大ホール」において下さい（当日の昼食は本部で用意します）。

なお、慣例により議長選出される支部（新津支部、県央支部、長岡支部）の該当の代議員も、同時に打ち合わせを行ないますので、当日9時30分に自治労会館6階「大ホール」において下さい（当日の昼食は同様に本部で用意します）。

※議事運営委員、議長とも、分会選出の代議員であることをご確認ください。

よって、それ以外の代議員は選出できません。

4. オブザーバーについて

とりくみ前進のためオブザーバー参加については、本部組織部に相談して下さい。

5. 修正案の報告について

修正案は、議案提案終了時まで受け付けますが、大会の円滑な運営をはかるため、できる限り事前に同封の用紙に記入し、7月26日（金）までに本部に提出して下さい（用紙が不足の場合は、同じ様式で作成して下さい）。

6. 参加者報告について

①別紙1により、参加者を7月5日（金）までに報告して下さい。

下記 URL または QR コードからも代議員報告できます。

<https://forms.gle/yMfnfJPD2gtkEfkR6>



②お弁当を800円で販売します（飲み物なし）。希望の方は申込んでください。

7. その他

1) 喫煙について：会議場は全面禁煙です。

2) 交通アクセス・駐車場についてお車はできるだけご遠慮下さい。

よって可能な限り、公共交通機関をご使用下さい。自家用車を使用する場合等は、近隣駐車場をご利用の上、後日駐車料金を本部まで請求してください（要領収書）。

3) 不明な点は本部組織部（電話025-265-4151）までお問い合わせください。

第9 4回定期大会 代議員総数98人（分校は本校に含む）

支部	分会名	代議員数	支部	分会名	代議員数	支部	分会名	代議員数	支部	分会名	代議員数
東新潟支部	新潟南	1	新発田・村上支部	新発田	1	長岡支部	長岡	1	上越支部	高田	1
	新潟江南	1		西新発田	1		長岡大手	1		高田北城	1
	新潟東	1		新発田南	1		長岡向陵	1		高田南城	1
	新潟北	1		新発田農業	1		長岡明德	1		高田農業	1
	新潟向陽	1		新発田商業	1		長岡農業	1		上越総合技術	1
	豊栄	1		村上	1		長岡工業	1		高田商業	1
	万代	1		村上桜ヶ丘	1		長岡商業	1		新井	1
	明鏡	1		荒川	1		見附	1		有恒	1
	高志中等	1		中条	1		栃尾	1		直江津中等	1
	新潟よつば	1		村上中等	1		正徳館	1		久比岐	1
	東新潟特支	1		村上特支	1		長岡豊	1		糸魚川	1
西新潟支部	新潟	1	新津支部	新津	1	魚沼支部	小千谷	1	佐渡支部	糸魚川白嶺	1
	新潟中央	1		新津工業	1		小千谷西	1		海洋	1
	新潟西	1		新津南	1		堀之内	1		高田特支	1
	新潟工業	1		白根	1		小出	1		上越特支	1
	新潟商業	1		五泉	1		国際情報	1		佐渡	1
	新潟翠江	1		村松	1		六日町	1		羽茂	1
	巻	1		阿賀黎明	1		八海	1		佐渡中等	1
	巻総合	1		阿賀野	1		塩沢商工	1		佐渡総合	1
小計	19	県央支部	三条	1	柏崎支部	十日町	1	小計	19		
			三条東	1		十日町総合	1				
			新潟県央工業	1		松代	1				
			三条商業	1		津南中等	1				
			加茂	1		小出特支	1				
			加茂農林	1		柏崎	1				
			吉田	1		柏崎常盤	1				
			分水	1		柏崎総合	1				
			月ヶ岡特支	1		柏崎工業	1				
			吉田特支	1		出雲崎	1				
			燕中等	1		柏崎翔洋中等	1				
		小計	30	小計	30						

新高教組織部あて（FAX 0 2 5 - 2 3 1 - 1 0 3 6）

7月5日（金）までに報告をお願いします

第94回定期大会出席報告

分会 報告者名前・役職

参加 ・ 委任

参加される場合

代議員氏名 _____ （役職 _____）

弁当の申込み（ あり ・ なし ） （○を付けてください）

※議事運営委員、議長とも、分会選出の代議員であることをご確認ください。
よって、それ以外の代議員は選出できません。

※とりくみ前進のためオブザーバー参加については、本部組織部に相談して下さい。

問い合わせ：新高教本部組織部 0 2 5 - 2 6 5 - 4 1 5 1 まで

Web 報告の場合はこちらから

<https://forms.gle/yMfnfJPD2gtkEfkR6>



新高教第94回定期大会修正案

修正案記入用紙 (1修正案につき1枚ずつ使用のこと)

号議案

ページ	行	○で囲む	原 案	修 正 案	分会名
		削 除			
		修 正			
		挿 入			

ワープロなどで提出の場合もこの様式で提出のこと。

修正案記入用紙 (1修正案につき1枚ずつ使用のこと)

号議案

ページ	行	○で囲む	原 案	修 正 案	分会名
		削 除			
		修 正			
		挿 入			

ワープロなどで提出の場合もこの様式で提出のこと。

新高教発 23 号
2024年6月15日

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

定期大会議案質疑・意見及び分会要求の集約について

連日のとりくみ敬意を表します。

さて、7月27日の第94回定期大会に向けて全分会オルグを実施します。職場の多忙化や労働条件改善、「教育のICT化」や学校再編への対応、再任用や人事異動に関する課題などを集約し、定期大会での議論で全体化して、秋の県教委交渉、地公労交渉で改善を求めていかなければなりません。

そこで、議案書総括並びに運動方針に関するに係る質疑及び職場状況を含めた意見の集約を行うこととしました。以下の要領で分会質疑及び意見の提出を要請します。

記

1. とりくみ期間 6月17日（月）～7月26日（金）
2. とりくみ方法 本部定期大会議案書における課題を中心に、分会会議での討議を行い、質疑・意見や要求をまとめる
3. 本部提出締切 第1次 7月5日（金）
第2次 7月12日（金）
最終 7月19日（金）

以上

担当 浅川（組織部）
TEL025-265-4151 FAX025-231-1036
メール shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

(別紙) 報告用紙

定期大会議案質疑・意見及び分会要求の集約

分会名		報告者（役職）	
-----	--	---------	--

定期大会総括並びに運動方針に関して、職場実態や課題、校長への要求、県教委への要求、高教組本部への要望等記入願います。

--

本部提出締切 第1次 7月5日(金) 第2次 7月12日(金) 最終 7月19日(金)

新高教発第23-1号
2024年6月15日

支部長 様
支部書記長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

新高教第29期本部役員選挙「選挙委員」推薦について

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、役員選挙規程第4条、第5条にもとづき、選挙委員会を構成します。各支部から選挙委員の推薦をお願いいたします。なお、選挙委員会は、7月27日（土）に開催される第94回定期大会の承認により発足させます。

記

1. 推薦数 支部1人
2. 任期 2024年7月27日から2025年度定期大会当日まで
(第94回定期大会、第4号議案)
3. 推薦締切 7月12日（金）まで本部組織部までご報告ください。
4. 注意事項 規程第5条により、選挙委員は本部役員（会計監査を含む）に立候補できません。
すでに報告いただいている支部については、報告は不要です。

以上

新潟高教組 組織部 行 FAX：025-231-1036

選挙委員 推薦報告様式

役員選挙規程第4条、第5条にもとづき、下記の者を第28期本部役員選挙「選挙委員」に推薦いたします。

2024年 月 日

報告者 _____ 支部 _____ 支部長 _____
推薦者 _____ (_____ 分会)

締切：7月12日（金）

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

24新高教組合学校 6月30日(日) 働きやすい学校へ仲間づくり「遠藤麻理」講演会について

連日のとりくみに敬意を表します。

2024年度初組織拡大キャンペーンのとりくみへのご協力大変ありがとうございました。

私たち新潟県高等学校教職員組合は労働条件に関わる様々な事柄について、県教育委員会と対等な立場で労使交渉を行うことができます。今、私たちの県立学校職場は、賃金削減や長時間労働の恒常化など労働条件の悪化によって、かつてないほどの困難に直面しています。原因の一つとして、組合加入率の低下によって労使対等のバランスが崩れたことがあげられます。労働条件を改善するための交渉力・組織力の強化には組合加入率の増加が必要不可欠です。

そこで例年11月(秋季)に行っている組織拡大・強化に向けた組合学校について、24年度は司書職員部学習会と合同で6月30日(日)(春季)に行うこととしました。講師に県内ラジオ放送等でおなじみの「遠藤麻理」さんをお招きして、組合員の集まることの大切さを確認したいと思います。開催まであまり日時がない中でののご案内となります。すでに6月5日付事務連絡⑤でお知らせしておりますが、未組合員を含めた多くの方のご参加・声かけをお願いいたします。

記

1. 名称 司書職員部学習会 兼 24年度新高教組合学校
2. 日時：6月30日(日) 13:30～15:30
3. 会場：高校会館(公共交通機関をご利用下さい)
4. 講師：遠藤麻理さん
(新潟県出身本県を拠点に活動するラジオパーソナリティ、フリーアナウンサー)
5. 内容：多忙な学校現場において、教職員・生徒が息苦しくなっている
遠藤麻理さんを象徴する「な～るな～るな～る」についてなど(※調整中)
6. 対象：全組合員(関係者含む)・未組合員・その他
せっかくの機会ですので多くの方のご参加をお願いいたします。
7. 申し込み 別紙またはQRコードより 6月27日(木)までにお申し込みください。
8. その他 不明な点は本部組織担当(浅川:025-265-4151)まで問い合わせ下さい。



高教組本部組織部宛 (FAX 025-231-1036)

24 新高教組合学校 6月30日(日)

働きやすい学校へ仲間づくり「遠藤麻理」講演会参加申し込み

分会名 _____

報告者 _____ (役職 _____)



組合学校（遠藤麻理講演会）の参加者

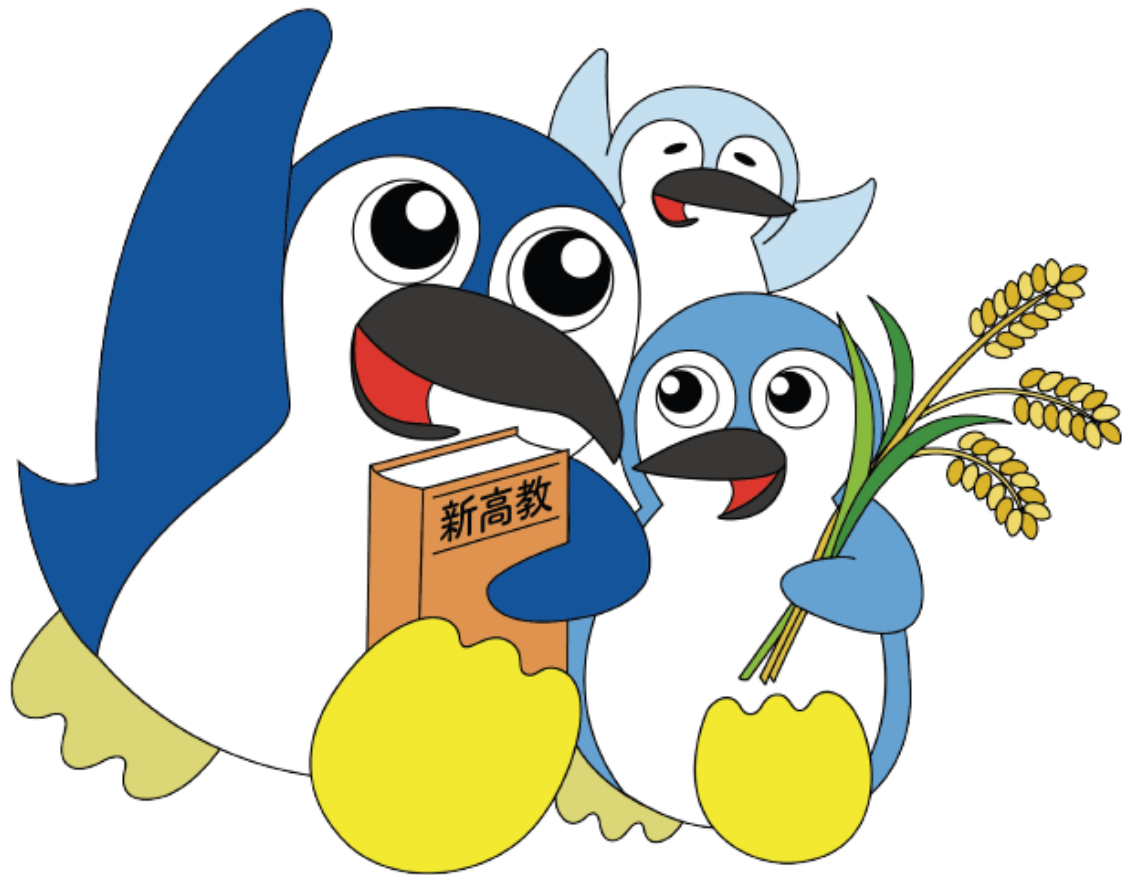
氏名	その他

同行者等

氏名	組合加入の有無 (組合員・未組合員・その他)	その他



申込締切 6月27日(木)



新潟県高等学校教職員組合

新潟県高等学校教職員組合（新高教）

【コンセプト】 ファーストペンギン

誰かが行動してみんなが続いていく様・声を出して続いていく

【意図】 コガタペンギンをモチーフに作成

コガタペンギンは18種類いるペンギンの中で最も小さいタイプ。

その小さいカタチから、作家レオ・レオニーの「スイミー」にでてくる、小さな魚たちが群れとなって大きな魚となり、大敵に立ち向かっていく姿を組合の背景に充てた。

また、朝から夕方まで狩りに出る規則正しい習性が人間らしさと教職員を表現していると思いこのペンギンを抜粋。

新潟県を象徴する稲と学校のイメージから本を持たせた。

ペンギンの目先を斜め上にするすることで、明るい未来をめざして進んでいく団体であるという意味を込めて作成。

【作成：デザイナー 小宮友里】

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

新高教「新マスコットキャラクターネーム募集」について

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、新高教組織部では組織拡大・強化にむけ、さまざまなとりくみを計画しています。24年度初には「組織拡大2024start キャンペーン」を行い、多くの分会からご協力をいただきました。

私たち新潟県高等学校教職員組合は労働条件に関わる様々な事柄について、県教育委員会と対等な立場で労使交渉を行うことができます。県立学校職場は、賃金削減や長時間労働の恒常化など労働条件の悪化によって、かつてないほどの困難に直面しています。その原因の一つに、組合加入率の低下によって労使対等のバランスが崩れたことがあげられます。労働条件を改善するためにも組合加入率の増加が必要不可欠です。

今回、情宣活動やとりくみ等の周知に向けて、「マスコットキャラクター」を作成いたしました。

7月実施予定の定期大会での意思統一に向け、名前の募集を行います。

多忙な時期になりますが、各支部・分会において多くのおみなさまからのとりくみのご協力をお願いいたします。

記

1. とりくみ 新高教「新マスコットキャラクターネーム募集」
2. 内 容 別紙マスコットについて、名前を募集します。
キャラクターは3体になるので、それぞれあわせて募集します。
家族・友人・未組合員等の応募も可能です。
※本人確認のため応募は組合員の方からお願いいたします。
3. 期 間 24年6月17日(月)～24年7月19日(金)
4. 応募方法 右記QRコードにて応募してください。
<https://forms.gle/FUxdGxNLNEZhywQ7>
5. 発 表 7月27日(土)開催予定の定期大会で発表いたします。
入賞者へは素敵なプレゼント(1万円相当)を贈呈します。
6. その他



ご不明な点がございましたら担当(組織:浅川)までご連絡ください。(TEL:025-265-4151)

以 上

支部長 様
分会長 様
司書職員部 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

司書職員を会議から排除させないとりくみ（1）

—— 1 学期末成績会議に対するとりくみについて ——

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、県教委は2010年11月25日、「合否判定会議は教育職員のみで行うこと」を旨とする通知を发出し、司書職員を合否判定会議から排除する暴挙に出ました。さらに、高等学校校長協会が「生徒の身分にかかわる会議は教育職員のみで行なう」として、司書職員を排除する会議の対象を、通知にある合否判定会議から学年末の成績会議等にまで広げたことから、職場は大きく混乱しました。しかし、県教委は校長協会の暴走を止めるどころか、逆に校長協会の意思統一をふまえて、2013年2月12日、「職員会議の適正な運用について（依頼）」と題する依頼文を发出し、学年末の成績会議等から司書職員を排除する姿勢を明確にしました。現在、高教組本部は県教委の通知文および依頼文の撤回に向けて、県教委及び校長協会への要請を行っているところです。

これまで「年度途中の成績会議は、2月12日の依頼文にある会議の対象ではない」（総務課）、「年度途中の会議は校長協会として意思統一をはかっている」（校長協会会長）ことを確認しています。このことをふまえ、年度途中の成績会議については以下の対応を指示しますので、とりくみのほど、よろしくをお願いします。

記

1. 分会のとりくみ

※とりくみにあたっては、司書職員と十分話し合いをしてとりくんでください。

(1) 意思統一する内容

1 学期末成績会議（年度途中の成績会議）については従来どおり司書職員も参加する。

(2) 1 学期末成績会議への参加を認めない校長が出た場合

①本部に報告する

②校長交渉において「年度途中の成績会議は、2月12日の依頼文にある会議の対象ではない」（総務課・校長協会）ことを前提に撤回を求める。

③撤回如何にかかわらず参加態勢をしく。本部は全面的にその態勢作りを支援する。

2. 本部のとりくみ

1 学期末成績会議への参加を認めない校長が出た場合

①分会のとりくみを支援する態勢を作り、必要とあれば、本部が入り校長交渉を行う。

②総務課および校長協会に対して、参加を認めない校長への対応を求める。

3. その他

不明な点につきましては、司書職員部担当（浅川智之）までお問い合わせください。

分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

正規司書の全校配置を求めるとりくみについて

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、新高教はこれまでも正規学校司書の配置を求めてきました。しかし、学校図書館法の一部「改正」を受け、2015 年度から県教委は 12 学級以上の定数を崩すという手法で、未配置校に非常勤職員を配置しました。この措置は、司書の資格要件を問わず、勤務時間が開館時間と合わない等の点で、教育的不平等が発生するものであり、到底納得できるものではありません。さらに退職者がいるにもかかわらず、ここ数年採用試験が実施されておらず、22 条職員、非常勤職員（現在の名称は会計年度任用職員）がますます多くなっている現状があります。このことにより学校図書館の機能低下に拍車がかかり、正規司書配置校とのさらなる格差が生まれています。

私たちは、全校への正規配置を求めて運動をすすめていかなければなりません。そこで、県教委への正規学校司書配置の要請や交渉へむけた課題整理のため下記のとりくみを行うこととしました。ご多忙のこととは思いますが、分会でのとりくみをお願いいたします。

記

1. 臨時職員（学校司書）に関する実態調査 **対象：臨時職員配置校のみ**

調査用紙（別紙 1）について分会役員が聞き取りを行い、回答を記入する
昨年度調査結果（別紙 2）を添付いたします。とりくみの参考にしてください。

①～⑧は臨時職員に、⑨は図書館の分掌にかかわる職員に聞き取りを行ってください

2. 学校司書の正規配置を求めるとりくみ

(1) 県教委に対するとりくみ **対象：全分会**

県教委宛要求書に日付、分会名・分会長名を記入、分会印を押印し、本部へ提出してください

(2) 校長に対するとりくみ **対象：臨時職員配置校のみ**

校長宛要求書に日付、学校名・校長名、分会名・分会長名を記入、分会印を押印し、
県教委に正規司書の配置を求めよう校長に対して要請を行ってください。
また、要請書の写しを本部へ提出してください。

3. 本部への報告について 報告締切 7 月 26 日(金)

調査用紙及び、要求書を各種会議等の際に本部執行委員まで提出をしてください。

(校長宛要求書は原本を校長へ提出、本部には写しを提出)

本部へ直接郵送または持参していただいても構いません。

4. その他

各用紙は新高教 HP からダウンロードできます。

ご不明な点は高教組本部司書職員部担当(浅川)まで問い合わせください

参考<県立学校における司書配置状況>

	12 学級以上校				12 学級未満校		中等教育学校	
	校数	正規・再任用	22 条職員	会計年度任用職員	校数	会計年度任用職員	校数	会計年度任用職員
2019	51	40	1	10	31	31	6	6
2020	51	40	1	10	31	31	6	6
2021	47	39	1	7	35	35	6	6
2022	47	39	0	8	35	35	6	6
2023	43	38	0	5	39	39	6	6
2024	40	37	0	3	41	41	6	6

(別紙1)

臨時職員(学校司書)の実態調査報告書

分会名	聞き取り実施日：	年	月	日
報告者氏名	(役職)			
臨時職員(学校司書)の配置について (分会役員が聞き取りを行い、記入してください) ()はあてはまるものに○を記入してください				
①氏名	_____			
②経験年数	現任校	_____年	県立高校経験	_____年(通算)
③雇用期間	_____月	_____日	～	_____月 _____日
④勤務日数	週	_____日	曜日	_____
⑤勤務時間	_____時	_____分	～	_____時 _____分
	休憩時間 (なし・あり)	_____時	_____分	～ _____時 _____分
	生徒・職員昼休み	_____時	_____分	～ _____時 _____分
⑥司書資格	(あり ・ なし)			
⑦事務室業務との兼務	(あり ・ なし)			
	※ありの場合はその状況			

⑧その他 (勤務状況の問題点・困りごと等)	_____			
⑨(図書係など、関係する分掌の職員に聞き取りを行ってください) 臨時職員(学校司書)の配置による <u>学校運営および図書館運営上の課題、要望</u>				

2024年 月 日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎 様

新潟県高等学校教職員組合

分会

分会長

印

学校司書の正規配置を求める要求書

日頃より、本県教育の発展のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、2014年の通常国会で成立した学校図書館法に「学校司書」が位置づけられましたが、新潟県教育委員会は12学級以上の定数を崩して非常勤職員を配置しました。この措置は、司書の資格要件を問わず、勤務時間が開館時間と合わない等の点で、教育的不平等が発生するものであり、到底納得できるものではありません。さらに退職者がいるにもかかわらず、ここ数年採用試験が実施されておらず、22条職員、非常勤職員がますます多くなっている現状があります。

国会審議や附帯決議において「現在の配置水準が下がることのないように留意すること」「学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること」と確認されていることから、私たちは、以下のことを強く要求します。

記

1. 全県立学校（中等教育学校、分校、特別支援学校、夜間定時制も含む）に正規学校司書を置くこと。当面、12学級以上校に正規司書の復元を図ること。
2. 今後の学校司書の採用計画を明らかにすること。
3. 県教委として全校正規配置に必要な財源措置を国、文科省に要請すること。

以上

2024年 月 日

新潟県立

学校長

様

新潟県高等学校教職員組合

分会

分会長

印

学校司書の正規配置を求める要請書

日頃より、本校教育の発展のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、2014年の通常国会で成立した学校図書館法に「学校司書」が位置づけられましたが、新潟県教育委員会は12学級以上の定数を崩して非常勤職員を配置しました。この措置は、司書の資格要件を問わず、勤務時間が開館時間と合わない等の点で、教育的不平等が発生するものであり、到底納得できるものではありません。さらに退職者がいるにもかかわらず、ここ数年採用試験が実施されておらず、22条職員、非常勤職員がますます多くなっている現状があります。

国会審議や附帯決議において「現在の配置水準が下がることのないように留意すること」「学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること」と確認されています。

つきましては、下記の事項を要請しますので、速やかな対応をお願いします。

記

1. 県教育委員会に対して、本校の実情を伝えるとともに、学校司書の正規配置を求めること。

以上

学校名	学級数	臨時職員配置年数	任用期間	勤務日数 (曜日)	勤務時間 (休憩時間) (生徒昼休み)	資格		兼務		その他
						有	無	有	無	
十日町	16	6	4/1～3/31	週 5 日 月～金	10:20～16:55 (12:35～13:20) (11:55～12:40)		○		○	□図書館に古い本が多く、除籍をしたいのだが、どのような本であったら除籍すべきなのか、そのことについて各教科の先生に見てもらわなければならない。先生方も多忙なのでなかなか頼みにくい。
村上	12	6	4/1～3/31	週 3 日 月/水/金	12:00～17:00 休憩時間なし	○		○		□兼務については手伝ってもらおう場合があるといわれているが、今のところなし
小千谷		1								
小千谷西	12	7	4/1～3/31	週 5 日 月～金	10:25～17:00 (12:15～13:00) (12:45～13:30)	○			○	□立場が曖昧、事務職だと言われても生徒との関わりもあるので、どのように生徒と接していけば良いのかわからない。地域の司書会などでは正規の職員、常勤、非常勤とで微妙に立場が違うようで行っている司書としての仕事は同じだが、どこまでの範囲で仕事をすれば良いのか難しい。 △非正規ではあるが、委員会の仕事にも携わるし、図書館だよりも作成している。
小出	12	9								
村上桜ヶ丘	11	1								
新発田商業	11	9	4/1～3/31	週 3 日 水/木/金	12:00～17:00 休憩時間なし		○		○	
国際情報	11	9								
三条商業	11	1	4/1～3/31	週 3 日 月/水/金	11:05～16:50 (12:00～12:45) (12:40～13:25)	○			○	
長岡農業	11	9								
高田商業	10	9								
新井	10	5								
柏崎工業	9	9	4/1～3/31	週 5 日	11:00～14:00 休憩時間なし		○		○	□古い図書の廃棄の判断がわからないこと。
糸魚川	9	3	6/1～3/31	週 3 日 水～金	11:15～17:00 (12:45～13:30) (11:55～12:40)		○		○	□本人は特にはないが、生徒が不便ではないか。 □生徒の利用数（来室数）が少ない状況。
見附	9	7								
塩沢商工	9	9								
柏崎総合	9	6								
直江津中等	9	9								
糸魚川白嶺	9	1 1	4/1～3/31	週約 4 日 年 153 日	12:00～17:00 休憩時間なし (12:45～13:30)		○		○	
佐渡総合	9	9								
阿賀野	7	9								
柏崎常盤	7	6	4/1～3/31	週 5 日	13:50～16:50 休憩時間なし (11:55～12:35)	○			○	□勤務時間が減らされ、昼休みに勤務できず貸出ができない。できれば貸出数は増加すると思われる。 △昼休みは事務が図書館の鍵を開け、利用できるようにしている。教室に居づらい生徒達の貴重な居場所となっており、司書の配置が望ましい。
中条	6	6	4/1～3/31	週 5 日	12:50～16:50 (13:35～14:35) (12:50～13:35)	○			○	
吉田	6	6								
豊栄	6	6								
西新発田	6	7								
栃尾	6	9								
堀之内	6	9								

学校名	学級数	臨時職員配置年数	任用期間	勤務日数(曜日)	勤務時間(休憩時間)(生徒昼休み)	資格		兼務		その他
						有	無	有	無	
高田南城	6	9								
村上中等	6	9								
白根	6	9								
村松	6	9								
分水	6	9								
燕中等	6	9	4/1～3/31	週 5 日	11:05～16:50 (12:00～12:45)		○		○	
八海	6	9	4/1～3/31	週 5 日	11:30～15:00 休憩時間なし	○			○	
津南中等	6	9								
柏崎翔洋中等	6	9								
海洋	6	9								
佐渡中等	6	9								
松代	4	9								
阿賀黎明	3	9	4/1～3/30	週 5 日 月～金	10:30～13:30		○		○	□勤務時間を増やして欲しい。
出雲崎	3	9	4/1～3/31	週 5 日 月～金	8:45～15:30 (12:00～12:45) (12:45～13:30)		○	○		□兼務については新入生書類準備・その他 □生徒にたくさん図書館を利用してもらいたい、
新潟翠江	3	9	4/1～3/31	週 3 日 火/水/木	9:30～15:15 (11:30～12:15) (12:45～13:30)	○			○	□過員処理に伴う分掌の統廃合により、図書係の名称がなくなった。その数年後には教務の分掌業務から図書館に関する業務がなくなり、窓口となる教員がいない。 △関係する分掌が不明確であることが問題。文書が滞るなど何かと不便である。
荒川	3	9	4/1～3/31	週 5 日 月～金	9:40～13:25 (11:40～12:25) (12:45～13:30)		○		○	□一部の生徒ですが、大声で騒ぐ、飲食する、動画を音出しで観るなど他の生徒の迷惑になっています。1 年目は勝手もわからず静観しましたが、今年は注意をするようにしています。しかしあまり改善しないので困っています。 △図書委員の活用方法やコロナ以前の文化祭での取組などの引継を円滑に行うことが難しい。臨時職員の方は勤務時間も限られており、長い目で見通しを立てることが難しいと感じる。
正徳館	3	9								
有恒	3	9	4/1～3/31	週 3 日 月/木/金	11:00～16:45 (12:00～12:45) (12:50～13:35)		○	○		□兼務については、図書館業務に余裕があり、事務室業務が多い場合に声がかかる。 △図書館は生徒が登校している間、開館すべき。 △事務室の正規職員が常駐しなくなったので、事務室の業務の兼務で学校全体は助かっている。だが、司書の業務を軽視しており、事務室にも図書館にも正規職員を配置すべき。
久比岐	3	9								
相川分校	3	8	4/1～3/31	週 3 日 火/水/木	11:30～16:30 休憩時間なし (12:50～13:30)		○	○		□兼務については職員会議中の教務室での電話番等 □やりたい業務内容に比べ、勤務時間が短い。
羽茂	3	9	4/1～3/31	週 4 日 月/水/ 木/金	11:55～16:55 休憩時間なし	○			○	△司書資格と司書経験ありの場合は、特に長期契約にすることで仕事の専門性を高めることができる。継続性を大事にしていきたい。
安塚分校	1	7								

2024 年 6 月 15 日

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

夏季休暇完全消化のとりくみについて

連日のとりくみに敬意を表します。

新高教本部は、夏季休暇の取得について県教委高校教育課管理係と例年通り以下の事柄について確認をしました（6 月 14 日）。このことを踏まえ、夏季休暇完全消化に向けてのとりくみにつきましてご協力をよろしく申し上げます。

< 高校教育課との確認 >

- 1 夏季休暇の取得期間は 7 月 1 日～9 月 30 日。日数は 5 日間で取得単位は 1 日単位。余った日数は次年度へは繰り越せない。
※「お盆の期間でなければ取得を認めない」など取得期間を限定しない。
- 2 休暇の趣旨に照らし合わせると、**原則は 5 日間連続の取得とするが、学校の業務などのやむを得ない都合により、分割する場合があることを認める。**それは各学校の判断で構わない。※学校の業務には部活動も含む。
- 3 夏季休暇の取得にあたっては、取得期間内に調整をして消化するよう工夫をしてもらいたい。

現在の学校現場は、長期休業中であっても残念ながら長期間の休暇を取得できるようになっていない職場が多くあります。それは、補習、補講、部活動、生活指導、PTA 活動、3 年生への進路指導など、長期休業中であっても、生徒のための業務があるからにほかなりません。02 年度より、新高教本部では「夏季休暇の一部を夏期休業中にも取得可とし、3 日程度連続で取得する。」としました。望ましいのは 5 日連続できちんと取得することです。そこで全組合員が計画的に完全消化できるよう、下記の要領でとりくまれますようお願いいたします。

記

- 1 各分会では、校長との間で夏季休暇の取得の在り方について確認のための交渉をするとともに、日程表・職場の月歴などを用いて全教職員が夏季休暇を完全に取得できるように配慮するよう申し入れてください。
- 2 校長などから夏季休暇の取得に当たって、不当な干渉があった場合には、ただちに本部へ連絡してください。

担当：法政部 浅川智之

電話：025-265-4151

Mail：shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

2024年6月15日

支部書記長様
支部会計ご担当者様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

支部会計処理(本部負担分との精算)について

連日の各種とりくみ、大変お疲れさまです。

本部負担分との精算につきましてご連絡致します。

本部負担分(新高教 支部活動費支払い基準)につきましては、支部で一旦立て替え払いをお願いし、年度末に精算を行っております。(支部会計整理上不都合であれば随時ご請求頂いても結構です。)

ご請求いただく際は、本部より送付する「支部会計整理簿」を作成し、領収書や旅費支払い簿等裏付けとなるものを添付の上、高教組本部会計担当までご提出をお願いいたします。

尚留意点を以下に記載いたしましたので、ご参照の上ご請求をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お手数でも高教組本部会計担当・松田までご連絡をお願いいたします。ご多用のところお手数をおかけいたしますが宜しくお願いいたします。

記

◆支部会計処理(本部負担分との精算)に係る留意点

①本部大会議案説明のための支部執行委員会につきましては、会場費・旅費とも本部が負担致します。お手数でも一旦支部でお立て替えいただき、後日本部へご請求をお願い致します。同封の<本部大会議案説明のための支部執行委員会 経費請求について>を参照願います。

②支部書記長(本部執行委員)の旅費は、高教組本部が直接本人に支払います。支部での支払いは不要です。(支部執行委員会や本部指示にもとづく行動、支部独自開催の会議・集会及び地区労、地協等全て)

③専門部総会、学習会の会場費は、1万円程度を上限として補助いたします。請求の際は会場が発行した、会場費であることがわかる領収書の添付が必要となります。

ただし、宴会場等で開催した場合の会場費は、1人あたり1,000円を上限と致します。

また、講師への謝礼・旅費等や懇親会、茶菓子代金等については支部負担でお願いいたします。

④支部執行部学習会補助費につきましては、同封の「支部・分会執行部学習会補助費請求書」によりご請求下さい。

⑤新採用(転入者)歓迎集会または組織拡大集会の請求につきましては、所定の様式はございませんので、懇親会経費の領収書(「写し」可)と参加者名簿(補助対象者がわかるもの)をご提出下さい。補助対象につきましては、「支払い基準」の2. 本部指示欄をご参照下さい。

⑥秋に開催される地区地公労決起集会で担当単組になられた場合、その会場費につきましては、年度末を待たず精算いたします。(金額を事前にお知らせいただき、高教組本部が直接精算あるいは支部へお支払いします。)

◆支部口座の確認 ⇒ 変更がありましたら本部・会計担当松田までご連絡をお願いします。

〇〇支部 労働金庫 〇〇支店 口座番号〇〇〇 名義〇〇〇〇(フリガナ 〇〇〇〇)

①の受付簿、学習会補助費請求書につきまして Excel データを希望される方は、高教組本部・松田宛にメール(shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp)にてご連絡をお願いします。

新高教 支部活動費支払い基準

【2024年度】

支払い対象		適用旅費規程				特別の場合		
一般原則	1 専門部総会・学習会	本部旅費規定を原則とします。但し交通費の扱いについては、各支部旅費規定による支払いを認めます。				諸闘争の推進にあたって、特別な支出を求めざるを得ないとき、申し出により、全県の立場に立って支払いの可否について本部で判断します。		
	2 本部指示による動員・集会・委員会・学習会など							
1 専門部費	専門部名	総会（1回）				学習会（1回）		
		交通費	日当	会場費	交通費	日当	会場費	講師謝礼、飲食費等
	1 技 労 部	○	300円	1万円を上限とします。「会場費」と記載のある領収書を添付して下さい。 宴会場等で開催した場合、その会場費は1人あたり1,000円以内 とします。会場の領収書を添付して下さい。上限は10,000円です。	○	—	1万円を上限とします。「会場費」と記載のある領収書を添付して下さい。 宴会場等で開催した場合、その会場費は1人あたり1,000円以内 とします。会場の領収書を添付して下さい。上限は10,000円です。	本部派遣講師には本部が直接支払います。 支部独自で依頼した講師については支部負担となります。飲食費は含まない。
	2 実習教員部	○	300円		○	—		
	3 養護教員部	○	300円		○	—		
	4 司書職員部	○	300円		○	—		
	5 定通部	○	300円		○	—		
	6 青年部	○	300円		○	—		
7 女性部	○	300円	○		—			
2 本部指示	1 本部指示による各種会議、委員会	○	300円	※本部議案説明の支部執行委員会は別途連絡				
	2 本部指示動員(地区地公労決起集会等)	○	300円	○ 会場からの請求書を本部へお送り頂ければ直接支払い致します。または、立替払いの上、後日領収書をご提出頂ければ支部へお支払い致します。				
	3 新採用歓迎集会または組織拡大集会	○	—					
	新採歓または組織拡大集会は、新採用者、未組合員、支部執行委員、分会代表(2名まで)、分会青年部代表、青年部県幹事及び本部執行委員について、各2,000円を懇親会補助費とします。参加者名簿に領収書のコピーを添付してご請求下さい。							
3 その他	1 教育懇談会	※1	—	○会場費が有料の場合、事前に本部までご連絡下さい。				
	2 高校生集会			交通費実費(日当なし)、会場費、保険料(会場費が10,000円を超える場合は事前に本部と協議)				
	3 レクリエーション	支部負担		レク後の懇親会に組織拡大対象者(未組、講師など)が参加した場合、その人数×3,000円を補助します。参加者名簿をご提出下さい。(補助対象者がわかるもの)				
支部書記長(本部執行委員)の旅費は本部が直接本人に支払います。支部での支払いは不要です。(支部執行委員会、支部が独自開催する会議・集会、本部指示による会議や集会すべて)								
4 補助金	1 地区労組会議(地区平和センター等)会費… 全額本部負担 ●支部で支払済みの場合は領収書をご提出下さい。(期間・単価・人数がわかる請求書等を添付願います) ●未払いの場合は請求書をお送り頂ければ本部から直接支払いします。							
	2 支部執行委員会学習会… 年1回 補助対象は当該年度の支部執行委員 補助金額;出席者数×4,000円(日帰り)~5,000円(泊) 事後「支部・分会執行部学習会補助費請求書」に必要事項記入の上、領収書を添付し請求して下さい。 新旧執行部が参加した場合でも当該年度の執行部のみが補助対象となります。また、特別執行委員は含みません							
	支部書記長(本部執行委員)は支部への補助金に含みません。実額を当人にご請求願います。(支部からの補助は不要)また、本部専従が参加する場合は参加費等を持参します。							
	3 教育をよくする市町村民会議活動費……原則として支部負担(特別の場合は本部と協議)							
4 支部電話設置・FAX付電話入替 …… 購入代金、工事費 移転料・使用料は支部負担								

※1 教育懇談会の交通費については、助言者及び責任者のみ本部負担となります。

財政逼迫状況にある支部については個別に相談に応じます。

予算編成や旅費・日当等の見直しを行っても財政状況の改善が見込まれないと本部が判断した場合は、助成金を含め検討します。

(予算書、決算書、旅費・日当の支払い基準の他、必要に応じて会計帳簿のご提出もお願いする場合があります)